

広島県告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年十月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
尾道市栗原町字大平山三二九の二、三二九の五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため